



平成21年4月24日

各 位

会社名 シロキ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 伊地知 舜一郎
(コード番号 7243 東証・名証第1部)
問合せ先 総務部 主査 眞野 成人
(TEL 0533-93-1233)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年4月24日開催の取締役会において、定款の一部変更の際し、平成21年6月下旬開催予定の第92回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- 1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という)が平成21年1月5日に施行されました。これに伴い、当社定款上、不要となりました条文および文言について所要の変更を行うものであります。
また、上記変更の他、必要となる条数の繰り上げを行うものであります。
- 2) 株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更内容は別紙のとおりであります。

3. 実施期日

平成21年6月下旬開催の第92回定時株主総会において、付議承認後、効力が発生するものとし、附則につきましては、平成22年1月6日をもって自動的に削除するものといたします。

以 上

【別紙】

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p>
<p>(株券の発行)</p>	
<p>第8条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。前項の規定にかかわらず、当社は单元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p>
<p>(单元未満株式についての権利)</p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p>
<p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p>	<p>第8条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿および新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買い取り、その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買い取り、その他株式および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない</p>
<p>(株式取扱規則)</p>	<p>(株式取扱規則)</p>
<p>第11条 当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買い取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>第10条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未満株式の買い取り、その他株式または新株予約権に関する取り扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>

(新設)	<u>附則</u>
	<p><u>第1条</u> 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p>
	<p><u>第2条</u> 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>
	<p><u>第3条</u> 本附則は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>